事務事業	31 心身障害者入所施設の設置促進						
章	1 健康でおもいやりのあるまち						
大項目	03 社会福祉を支える新しいしくみづくり						
施策	02	ともにつくる福祉の推進					
		事業内容					
目的	施設入所希望者の	入所先を確保するとともに、新宿区内での障害者の地域生活を支援します。					
対象・手段	建設費補助を行う	ことで、社会福祉法人が区内に障害者支援施設を設置、運営することを支援します。					

成果(事業が意図する成果)

施設入所希望障害者の入所先を確保するとともに、障害者の日中活動の場やショートステイ事業所についても確保することにより、障害者の地域生活を支援します。

 											
担保有						是我		(<u>-</u> 年度に
障害者支援施設(身体障害者対象)の入所者 数					社会福祉法人設置による入所施設(身体障害 者対象)の入所者数				(10人		の水準達成
		+/ 1 1 1	1 / 4n + 4 P 2 +	1 / 1	*1 ^ *= *	1.74 1 +0 == 1 - 3	\	(平成2	24)	年度に
区内設置の障害者支援施設(知的障害者対象)の入所者数					社会福祉法人設置による入所施設(知的障害者対象)の入所者数				(30人	.)	の水準達成
								()	年度に
								()	の水準達成
						成果の達成状況					
			単 位	平成1	5年度	平成16年度	平成17年度	平成	対18年度	備	考
	目標値 1		人		0.00	0.00	10.00		10.00		
	実績 1		人		0.00	0.00	0.00		0.00		
事	= /		%		0.00	0.00	0.00		0.00		
業	業 ■目標値 2		人		0.00	0.00	30.00		30.00		
成 果	成 実績 2		人		0.00	0.00	0.00		0.00		
指	指┃ = /		%		0.00	0.00	0.00		0.00		
信	標目標値3				0.00	0.00	0.00		0.00		
	実績 3				0.00	0.00	0.00		0.00		
	= / %					0.00 0.00 0.00			0.00		
						事業の実施内容					
4	百人町四丁目国有地に10床の障害者支援施設(旧身体障害者療護施設:100床の特別養護老人ホームに併設)を建設し運営する社会福祉法人を、プロポーザルにより選定しました(ショートステイ、デイサービス事業併設)。また、当該法人は国の建設費補助の申請を行い、平成18年度着工、19年度竣工の予定です。区は特別養護老人ホームとあわせて建設費補助を行っています。										
4	障害者支援施設(旧身体障害者療護施設)は、建設費の国庫補助内示の遅れで当初計画より遅れが生じ、事業実施社会福祉法人は平成19年2月に着工し、平成20年6月に施設開設予定です。区は、特別養護老人平成18年度 ホームと合わせて建設費補助を18年度と19年度に行いますが、その1ヵ年目の補助を行いました。旧知的障害者入所更生施設は、新制度に対応した整備を行うため、平成24年度以降の設置を目指し準備を行います。										

部名称			褔	祉部	課名称			障害者福祉課				
			単 位	平成15年度	平成1	6年度	平成17	7年度	平成18年	度	備	考
	事業費		千円	0		0		274	19	,800		
	人件費		千円	834		834		4,169	4	, 140		
7-	事務費		千円	0		0		0		0		
タル	減価償却費等	F	千円	0		0		0		0		
ルコ	総計 = +	+ +	千円	834		834		4,443	23	,940		
スト	受益者負担		千円	0		0		0		0		
	純計 = -		千円	834		834		4,443	23	,940		
	受益者負担率	<u> </u>	%	0.00		0.00		0.00	(0.00		
財	一般財源 =	-	T III	834		834		4,443	23	,940		
源内	特定財源		千円	0		0		0		0		
訳	一般財源投入	率 /	%	100.00		100.00		100.00	100	0.00		
	常勤職員			0.10		0.10		0.50	(0.50		·
職員	非常勤職員		人	0.00		0.00		0.00	(0.00		

事業に関する検討課題

10床の障害者支援施設(旧身体障害者療護施設)として建設中の当該施設は、夜間支援部門として10床の障害者入所支援、日中生活支援部門として20人/日の生活介護(主な対象は身体障害者)サービス提供と2床の短期入所を行う施設として設置します。障害者自立支援法のサービス体系下で、利用希望者と運営法人及び区で、区民のニーズに応じたサービス提供体制について充分に調整していきます。

旧知的障害者入所更生施設は、新制度に対応した整備を行うため、平成24年度以降の開設を目指して準備を行っていきます。

)		•	
評価基準に基づく評価と理由。3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	特養と併設の旧身体障害者療護施設を設置運営する社会福祉法人を選定し、基本協定の締結等順調な進行状況です。(平成20年度開設予定)旧知的障害者更生施設は、新制度に対応した整備の検討を行い、平成24年以降の開設を目指します。
	効率性	3	区民の旧療護施設入所需要からすると、10人/日の施設規模は適当であり、単独設置の際の要件である30人の緩和を受けられる特別養護老人ホーム併設の手法は効率的です。また、旧知的障害更生施設の入所需要では、30人/日が 適正規模です。
	実施の成果	3	入所需要の充足及び障害者の地域生活支援策としての成果は大きいと考えます。
	行政の関与	3	区内は土地代も高く、社会福祉法人単独での建設は困難であり、また、自立支援給付 費のみでは運営が難しい施設であるため、設置及び運営について区が支援することは必 要です。
	妥当性	3	障害者入所支援施設は、希望者が待機している状況であるため緊急に支援体制を整備 し待機者の解消を図る必要があります。また、入所施設の設置は、短期入所による緊急 対応等、障害者地域生活支援の拠点としての役割が期待されます。
	施策寄与度	3	社会福祉法人の障害者入所施設を区内に設置することに対し助成を行うことにより、施設整備が促進され、入所待機者の解消と障害者地域生活支援の拠点整備につながります。

旧身体障害者療護施設については、新法体系下の障害者支援施設として百人町四丁目に社 会福祉法人が運営することとなり、国庫補助内示がおくれたことにより、平成20年6月 の開設を目指して建設が進んでいます。

また、知的障害者を主な対象として整備予定の障害者支援施設(旧知的障害者入所更生施設)は、障害者自立支援法の施行に伴う新制度に対応した整備について再度検討する事とし、進行が遅れることとなりましたが、より良い施設を作るために必要なことだと評価しています。

過年度評価

D

17年度 B 16年度 B 15年度

14年度

方向性

改革方

百人町四丁目に建設中の旧身体障害者療護施設については、障害者自立支援法の下の障害者支援施設として整備し、必要に応じて必要な職員の増配置を行うため、社会福祉法人に対し運営助成を行います。また、知的障害者を主な対象とした障害者支援施設(旧知的障害者入所更生施設)は、新制度に対応した整備についての再検討と事業用地の関係により、平成24年度以降の開設を目指し、準備を行います。

現状のまま 継続